

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年2月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200339号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200019号

第1 結論

昭和60年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から同年9月まで

会社を退職する際、同社より厚生年金保険から国民年金に切り替える手続について説明を受け、昭和60年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。再就職するまでの6か月間保険料を納付したので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社退職後の昭和60年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)を新規に付番する払出事務が行われることとなるが、A市は、請求者の記号番号「*」を平成4年1月23日に払い出し、昭和60年4月21日に遡って国民年金の資格取得手続を行った旨回答しており、オンライン記録により平成4年1月31日に上記資格取得年月日の入力処理が行われていることが確認できることから、請求者は、当該記号番号払出日まで国民年金に未加入であり、当該払出日時点では、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された記録は確認できず、国民年金払出簿縦覧検索システムによりA市において請求期間に払い出された記号番号を確認したが、請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は自身の国民年金の保険料納付について具体的な状況(場所、時期、金額等)を記憶していない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。